

高速船甌島のゴールデンウィーク期間中の臨時便運航

5月3日(金)～5日(日)まで、川内(甌島)間で臨時便を運航します。

なお、臨時便を含む各便は、甌島商船(株)上の入力フォームまたは電話で2カ月前から予約ができます。

※予約された方優先

☎ 甌島商船(株)川内営業所
(41) 5100



▲甌島商船(株)

運航時刻表

港名	1便		運航期間(5/3～5)臨時(増)便		2便	
	下り	上り	下り	上り	下り	上り
川内	8:50	11:40	12:15	14:00	14:30	17:20
里	9:40 着 9:45 発		13:05	13:10	16:30 発 16:25 着	
長浜	10:25	10:30			15:40	15:45

川内港シャトルバスのゴールデンウィーク期間中の臨時便運航

高速船甌島の臨時便運航に伴

川内港シャトルバス運行時刻表

バス停留所名	運行期間(5/3～5)					
	川内駅	山形屋前	大小路(国道)	上川内	草道駅前	川内港ターミナル
国道3号ルート	8:00	8:05	8:07	8:10	8:20	8:30
川内港ターミナル	12:15	12:10	12:08	12:05	11:56	11:50
川内港ターミナル	11:25	11:28	11:30	11:33	11:42	11:50
川内港ターミナル	14:35	14:30	14:28	14:25	14:16	14:10
川内港ターミナル	13:45	13:48	13:50	13:53	14:02	14:10
川内港ターミナル	18:00	17:50	17:48	17:45	17:36	17:30
高速船甌島	8:50 発	11:40 着	12:15 発	14:00 着	14:30 発	17:20 着
川内港ターミナル	8:55	11:25	12:20	13:45	14:35	17:05
おつりば御釣場	9:08	11:12	12:33	13:32	14:48	16:52
五代	9:14	11:06	12:39	13:26	14:54	16:46
新田神社	9:19	11:01	12:44	13:21	14:59	16:41
大小路(国道)	9:24	10:56	12:49	13:16	15:04	16:36
川内駅	9:30	10:50	12:55	13:10	15:10	16:30

い、川内港シャトルバスと甌島内のコミュニティバスの臨時便を運行します。

☎ 南国交通(株)川内営業所
(23) 8400

軽自動車税(種別割)の免除申請

5月1日(水)～31日(金) 対身体障害者手帳、療育手帳(A・A2)、精神障害者保健福祉手帳(1級)、戦傷病者手帳のいずれかの交付を受けている方 ※障害区分(級)、車の名義などによっては、免除の対象にならない場合があります。

※すでに免除を受けている方で、免除の条件を満たさなくなった場合は、速やかに問い合わせください。

※すでに免除を受けている方で、同じ軽自動車を使用し、障害等級などに変更のない方は、申請の必要はありません。

令和6年度軽自動車税(種別割)納税通知書 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれか(運転免許証(申請者および運転者))

生計同一証明書(身体障害のある方など)と生計同一の方が、身体障害のある方などの通院・通学などを目的として軽自動車を使用する場合(に必要)

同証明書は、本庁2階障害福祉課で発行します。ただし、

車検証

戦傷病者手帳をお持ちの方は、県社会福祉課で発行します。

本庁2階税務課、各支所、甌島振興局に備え付けの申請書に必要事項を記入し、直接

本庁税務課税制G(2221、2222)または各支所、甌島振興局

福祉タクシー等利用券の交付 年間500円×20枚(1万円)を年1回交付

利用できる交通機関(市と契約しているタクシー会社、福祉有償運送車両、甌島定期航路船) 有効期限(令和7年3月31日(月))

交付開始(4月1日(月)) 市内に居住し、次の①～④のいずれかに該当する方

①身体障害者手帳1・2級所持者 ②療育手帳A1・A2・A所持者 ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者

④障害者手帳(身体・療育・精神)を所持する18歳未満の方または障害福祉サービスを受けている方で、同一世帯に普通自動車運転免許保持者がいない方

①～③は普通自動車運転免許保持者を含む ※社会福祉施設などに入所されている方は対象になりません

障害者手帳と印鑑(スタンプ)

本庁建築住宅課建築指導G(3642、3643)

補助金	補助対象者	補助対象工事など	補助率・金額	受付期間・注意事項
①既存住宅改修環境整備事業補助金	本市に住所を有する方 改修工事を行う住宅に居住している所有者 市税を滞納していない方	住宅の機能の維持および向上のために行う改修(増築を含む)で、工事に要する費用(消費税などを含む)が、20万円以上の工事で、市に登録されている市内の業者に依頼する工事	補助率=5分の1 上限額=15万円	定 200件程度(受付件数) ※受付期間中に予算の範囲を超えた場合、抽選 期 5/14(火)～27日(月)必着 ※土・日曜日を除く 方 直接、送付
②危険ブロック塀等解体撤去促進事業補助金	市内に所在する危険ブロック塀などの所有者や、所有者から委任を受けた方 市税を滞納していない方	工事に要する費用(消費税などを含む)が10万円以上で、解体工事の資格を持つ市内の業者に依頼する工事 道路などに面し、かつ高さが1メートル以上の危険なブロック塀などを解体撤去する工事	補助率=2分の1 上限額=20万円	定 先着4件程度 期 4/22(月)～
③木造住宅耐震診断・改修工事補助金	耐震診断または耐震改修工事を行う木造住宅の居住者または所有者 市税を滞納していない方	昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅、長屋および共同住宅で、2階建て以下かつ延べ面積500㎡以下の木造住宅の耐震診断または耐震改修工事	耐震診断 補助率=3分の2 上限額=9万円 耐震改修工事 補助率=10分の8 上限額=100万円	耐震診断 時 4/22(月)～9/30(月) 定 先着4棟 耐震改修工事 時 5/14(火)～9/30(月) 定 先着2棟 ※次年度に予定している方についても、9月末日までにご相談ください。
④がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	安全な所へ移転し、危険住宅を除却される方 前記を行い、居住者または親族が金融機関からの借り入れを行って、移転先の住宅建設、購入または改修を受ける場合 市税を滞納していない方	次のいずれかに該当する危険住宅に、本人または親族が継続して居住していること ・がけ上・がけ下に建っている昭和46年8月31日以前に建築された住宅 ・災害危険区域内(急傾斜地崩壊危険区域)または土砂災害特別警戒区域内に建つ住宅 ※防災工事が完了している場合は対象外	危険住宅の除却費(実費) 上限額=3万1千円/1㎡ 動産移転費(実費) 上限額=97万5千円 安全な住宅の建設、購入および改修、土地取得および敷地造成に伴う借入に係る利息相当額 ・建設、購入および改修費 上限額=465万円 ・土地取得費 上限額=206万円 ・敷地造成費 上限額=60万8千円	期 随時 ※予算の調整が必要となりますので、移転を実施する前の年度の9月末日までにご相談ください。

本庁建築住宅課空き家政策G(3635、3636)

補助金	補助対象者	補助対象工事など	補助率・金額	受付期間・注意事項
危険廃屋等解体撤去促進事業補助金	市内に所在する危険廃屋などの所有者や、所有者から委任を受けた方 市税を滞納していない方	工事に要する費用(消費税などを含む)が30万円以上で、解体工事の資格を持つ市内の業者に依頼する工事	危険廃屋 補助率=3分の1 上限額=30万円 景観支障廃屋(甌島・伝建地区) 補助率=2分の1 上限額=45万円	定 先着40件程度 期 4/22(月)～

※補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨て
※いずれの補助金についても、交付決定前に工事などの事業に着手した場合は、補助金は交付されません。
※申請に必要な証明書などが省略され、様式が変更となっていますのでご注意ください。
※詳細は、市☎をご確認または☎へお問い合わせください。

印を除く)をお持ちの上、直接
☎ 本庁障害福祉課支援G(☎2172)および各支所、甌島振興局、各市民サービスセンター
自衛官などの募事務に関する対象者情報の提供について
☎ 18歳になる人の氏名、住所性別の情報提供
☎ 本市に住民登録がある平成18年4月2日～19年4月1日生まれの日本国籍を持つ人
※提供する個人情報、適切な管理を徹底し、募集対象者の確認のみに使用します。
※情報提供を望まない人については、自衛隊に提供する情報から除外しますので、必ず申請してください。
☎ マイナンバーカードなどの本人確認書類の写し
☎ 6月17日(月)消印有効
☎ 方 申込フォームまたは市☎、本庁4階防災安全課、各支所、甌島振興局、各市民サービスセンターに備え付けの申請書に必要な事項を明記の上、送付
☎ 本庁防災安全課防災安全G(☎4932)

住宅などに関する各種補助金制度

補助金	補助対象者	補助対象工事など	補助率・金額	受付期間・注意事項
①既存住宅改修環境整備事業補助金	本市に住所を有する方 改修工事を行う住宅に居住している所有者 市税を滞納していない方	住宅の機能の維持および向上のために行う改修(増築を含む)で、工事に要する費用(消費税などを含む)が、20万円以上の工事で、市に登録されている市内の業者に依頼する工事	補助率=5分の1 上限額=15万円	定 200件程度(受付件数) ※受付期間中に予算の範囲を超えた場合、抽選 期 5/14(火)～27日(月)必着 ※土・日曜日を除く 方 直接、送付
②危険ブロック塀等解体撤去促進事業補助金	市内に所在する危険ブロック塀などの所有者や、所有者から委任を受けた方 市税を滞納していない方	工事に要する費用(消費税などを含む)が10万円以上で、解体工事の資格を持つ市内の業者に依頼する工事 道路などに面し、かつ高さが1メートル以上の危険なブロック塀などを解体撤去する工事	補助率=2分の1 上限額=20万円	定 先着4件程度 期 4/22(月)～
③木造住宅耐震診断・改修工事補助金	耐震診断または耐震改修工事を行う木造住宅の居住者または所有者 市税を滞納していない方	昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅、長屋および共同住宅で、2階建て以下かつ延べ面積500㎡以下の木造住宅の耐震診断または耐震改修工事	耐震診断 補助率=3分の2 上限額=9万円 耐震改修工事 補助率=10分の8 上限額=100万円	耐震診断 時 4/22(月)～9/30(月) 定 先着4棟 耐震改修工事 時 5/14(火)～9/30(月) 定 先着2棟 ※次年度に予定している方についても、9月末日までにご相談ください。
④がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	安全な所へ移転し、危険住宅を除却される方 前記を行い、居住者または親族が金融機関からの借り入れを行って、移転先の住宅建設、購入または改修を受ける場合 市税を滞納していない方	次のいずれかに該当する危険住宅に、本人または親族が継続して居住していること ・がけ上・がけ下に建っている昭和46年8月31日以前に建築された住宅 ・災害危険区域内(急傾斜地崩壊危険区域)または土砂災害特別警戒区域内に建つ住宅 ※防災工事が完了している場合は対象外	危険住宅の除却費(実費) 上限額=3万1千円/1㎡ 動産移転費(実費) 上限額=97万5千円 安全な住宅の建設、購入および改修、土地取得および敷地造成に伴う借入に係る利息相当額 ・建設、購入および改修費 上限額=465万円 ・土地取得費 上限額=206万円 ・敷地造成費 上限額=60万8千円	期 随時 ※予算の調整が必要となりますので、移転を実施する前の年度の9月末日までにご相談ください。